請求書記入例

様式第15号（表面）

労働者災害補償保険
遺族補償一時金
複数事業労働者遺族一時金 支給請求書
遺族特別支給金
遺族特別一時金 支給申請書

① 労働保険番号												
府県		所掌		管轄	基幹番号						枝番号	
1	2	1		0	1	0	0	3	4	5	6	0 0 0

② 年金証書の番号				
管轄局	種別	西暦年	番号	枝番号

③ 死亡労働者の		
	フリガナ	コウロウ イチロウ
	氏名	厚労 一郎 (男)・女
	生年月日	昭和○○年 12月 10日（○○歳）
	職種	トラック運転手
	所属事業場 名称 所在地	

④ 負傷又は発病年月日
令和2年 8月 1日
午 (前)・後 10時 30分頃
⑤ 死亡年月日
令和2年 8月 1日
⑦ 平均賃金
5,892円 52銭
⑧ 特別給与の総額（年額）
768,000円

⑥ 災害の原因及び発生状況 （あ）どのような場所で（い）どのような作業をしているときに（う）どのような物又は環境に（え）どのような不安全な又は有害な状態があって（お）どのような災害が発生したかを簡明に記載すること

○○商店へ商品の配達を終えた帰路、千葉市稲毛区作草部町の路上で厚労が運転する小型トラックがダンプカーと衝突、即死した。

③の者については、④及び⑥から⑧までに記載したとおりであることを証明します。

令和2年 8月 7日

電話（○○○）○○○―○○○○
事業の名称 ○○株式会社
〒280―×××○○
事業場の所在地 千葉市中央区栄町○○
事業主の氏名 代表取締役 ○○達夫
（法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名）

⑨ 請申求請人人	フリガナ 氏名	生年月日	フリガナ 住所	死亡労働者との関係	請求人（申請人）の代表者を選任しないときはその理由
	コウロウ タロウ 厚労 太郎	昭和 ○○年 5月 2日	千代田区霞が関1-2-2	父	
	コウロウ サトコ 厚労 里子	昭和 ○○年 9月 28日	同上	母	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

⑩ 添付する書類その他の資料名 死亡診断書・戸籍謄本

上記により 遺族補償一時金 / 複数事業労働者遺族一時金 / 遺族特別支給金 / 遺族特別一時金 の支給を請求します。
の支給を申請します。

〒100―8916 電話（○○○）○○○―○○○○

令和2年 8月 8日
千葉 労働基準監督署長 殿

請求人 申請人（代表者） の 住所 千代田区霞が関 1-2-2 方
氏名 厚労 太郎

振込を希望する金融機関の名称			預金の種類及び口座番号
○○	(銀行)・金庫 農協・漁協・信組	△△ 本店・本所 出張所 (支店)・支所	(普通)・当座 第123456号 口座名義人 厚労 太郎

この用紙には災害の発生した事業場または主に負荷があったと考える事業場について記載してください。

通勤災害の場合は様式第16号の9

被災労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入してください。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合には、当該支店長等の証明を受けてください。

請求人（申請人）が2人以上いるときはそれぞれ連記してください。

添付する書類その他の資料名を記入してください。

様式第15号(裏面)

⑪その他就業先の有無		
有 無	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない) 社	有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない) 労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
労働保険番号(特別加入)		加入年月日 年　月　日
		給付基礎日額 円

複数の事業場で就業されている場合、「有」に○をつけ、事業場数を記入してください。ここで記入された事業場ごとに様式第8号(通勤災害の場合は様式第16号の6)別紙1から別紙3の作成が必要となります。ただし、すでに休業(補償)等給付の請求時に別紙1から別紙3を提出している場合は不要です。

複数の事業場で就業されている場合で、かつ特別加入している場合に記入してください。

〔注意〕

1　事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。

2　②には、死亡労働者の傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。

3　③の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。

4　平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を⑦に記載すること。

5　⑧には負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること。

6　死亡労働者が休業補償給付、複数事業労働者休業給付及び休業特別支給金の支給を受けていなかつた場合又は死亡労働者に関し遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金が支給されていなかつた場合には、⑦の平均賃金の算定内訳及び⑧の特別給与の総額(年額)の算定内訳を別紙(様式第8号の別紙1に内訳を記載し使用すること。)を付して記載すること。ただし、既に提出されている場合を除く。

7　死亡労働者に関し遺族補償年金若しくは複数事業労働者遺族年金が支給されていた場合又は死亡労働者が傷病補償年金若しくは複数事業労働者傷病年金を受けていた場合には、

(1)　①、④及び⑥には記載する必要がないこと。

(2)　事業主の証明は受ける必要がないこと。

8　死亡労働者が特別加入者であつた場合には、

(1)　⑦にはその者の給付基礎日額を記載すること。

(2)　⑧には記載する必要がないこと。

(3)　事業主の証明は受ける必要がないこと。

9　⑨及び⑩の欄に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。

10　この請求書(申請書)には、次の書類を添えること。

(1)　請求人(申請人)が死亡した労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

(2)　請求人(申請人)が死亡した労働者の収入によつて生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類

(3)　労働者の死亡の当時遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族がない場合の遺族補償一時金若しくは複数事業労働者遺族一時金の支給の請求又は遺族特別支給金若しくは遺族特別一時金の支給の申請であるときは、次の書類

イ　労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

ロ　請求人(申請人)と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本((1)の書類を添付する場合を除く。)

(4)　遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅し、他に遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族がない場合の遺族補償一時金若しくは複数事業労働者遺族一時金の支給の請求又は遺族特別一時金の支給の申請であるときは、(3)のロの書類((1)の書類を添付する場合を除く。)

11　死亡労働者が特別加入者であつた場合には、④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。

12　⑪の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第8号の別紙3をその他就業先ごとに記載すること。その際、その他就業先ごとに様式第8号の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載している場合は、記載の必要がないこと。

13　複数事業労働者遺族一時金の請求は、遺族補償一時金の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなされること。

14　⑪「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者遺族一時金の請求はないものとして取り扱うこと。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏　名	電話番号
			(　　) —